

令和8年度厚生労働省委託事業

「ハラスメント事案解決のための伴走型支援及び事例集の普及事業」の支援を受けられるにあたっての同意事項

本事業のホームページから支援を申し込まれたさい、『同意する』ボタンをクリックされた時点で、以下の事項に同意をいただいたものとします。

1. 本事業で受けられる支援

- ① 実際に発生しているハラスメント事案に対し、現状をヒアリングし、状況や課題を整理されることをご支援します。
- ② ハラスメント事案について、事実関係の迅速かつ正確な確認の手法、事実関係を踏まえた被害者に対する適正な配慮の措置、行為者に対する適正な措置の実施等を検討されるにあたって助言・提案を行います。
- ③ 支援内容を踏まえて、その後の進捗状況等のフォローアップを行うとともに、再発防止措置の実施についての助言を行います。

2. 本事業での支援にて対象外である事項

本事業のアドバイザー及びアドバイザースタッフは、支援を行うに際して以下の行為を行いません。

#	事項	詳細
1	ハラスメントの認定	特定の事案がハラスメントに該当するかどうかの最終的な判断・認定は行いません。 <u>認定は依頼者※の責任で行ってください。</u>
2	措置の決定・実行	関係者への処分や配置転換などの措置の決定は行いません。 <u>決定は依頼者※の責任で行ってください。</u>
3	被害者及び行為者との接触	被害者（元々の相談をされた方）、行為者（相談の対象となった方）への直接対応は行いません。対応方法をアドバイスする等、依頼者※への支援を行います。
4	事実調査 （直接聴取）	当事者や関係者からの直接の事実聴取は行いません。聴取方法の助言、結果の分析や調査後の措置に対する助言は行いますが、調査主体はあくまで依頼者※です。
5	法律上の代理	法律上の代理人としての活動は行いません。

※依頼者：本事業の支援対象となった企業等の事業主、人事労務担当者等

3. 個人情報等の取り扱いについて

- ・アドバイザーへの情報提供は、事務局も含めて第三者を介さずに、依頼者が直接行ってください。
- ・提供する情報の範囲を必要最小限（ハラスメント問題の解決に必要な情報のみ）に限定してください。
※特に、個人が特定できる情報（氏名、住所、マイナンバー等）は開示しないでください。
- ・アドバイザーへ提供されたデータは相談終了時に破棄します。またお渡しされた紙資料（聴取記録・メール等）がございましたら、相談終了時にご回収ください。

4. 事例集の作成について

本事業で支援を行った事例や、ハラスメント事案が生じた企業において、事業主や人事労務担当者が速やかにハラスメント事案を解決するための対応策をまとめ、広く参考にできるよう、一般化した事例集を作成します。個別の事業主様・個人が特定できる情報は一切公開いたしません。